

日本顎口腔機能学会 学術大会優秀賞に関する申し合わせ

平成 26 年 4 月 19 日制定

1. 日本顎口腔機能学会学術大会優秀賞（以下「大会優秀賞」という）の内容は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 名 称
当該学術大会の回数名を明記し、「日本顎口腔機能学会第〇〇回学術大会優秀賞」とする。
 - (2) 対 象
口演者
 - (3) 賞 状
A4 サイズ相当
 - (4) 副 賞
会長名のクーポン券（次年度の会費 1 年分としてのみ使用可能）
 - (5) 受賞本数
1 回の学術大会につき、4 件程度とする。
2. 大会優秀賞の選考は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 選考委員会が大会優秀賞の選考を管理する。
 - (2) 選考委員長は受賞候補者と直接の利害関係を有しない者とする。
3. 本申し合わせの改廃は、学術委員会の発議により、会則委員会との協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。
4. この申し合わせは、平成 26 年 4 月 19 日から施行する。